

『しが介護職員定着等推進事業者登録制度』のご案内

県では、介護人材の確保・定着・育成に向けて、働きやすく、将来に希望を持ち働いていただけるよう、労働条件の整備などに積極的に取り組む事業者を登録し、公表する制度を設けています。登録要件は次のとおりです。多くの事業者様からの申請をお待ちしています。

～ 財産である職員を大切にしています ～



登録要件

- (1) 県内で介護保険サービスを経営していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定していること。
- 【新】(3) 介護職員等特定処遇改善加算を算定していること。
- (4) 次の①および②の資質向上要件を満たすこと。
 - ①介護職員の資質向上に向けた研修の受講支援制度（代替職員確保含む）や複数事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度を有している。
 - ②研修受講等と連動した人事考課制度を有している。
- (5) 次の①および②の労働環境要件のうち、いずれかを満たすこと。
 - ①次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、基準に適合する一般事業主の認定を受けている。
 - ②以下の要件のうち、4項目以上を満たすこと。
 - A. メンター制度を導入している。
 - B. 年次有給休暇を計画的に付与する制度を有している。
 - C. 年次有給休暇を半日単位および時間単位で取得できる制度を有している。
 - D. 有給である複数の特別休暇制度を有している。
 - E. 所定外労働時間の縮減に努めている。
 - F. ICT活用による業務省力化や負担軽減に向けた介護ロボット、リフト等の導入。
 - 【新】G. 育児休業、介護休業、子の看護休暇など、育児・介護休業法で義務付けられた制度以外の育児や介護と仕事の両立の支援のための支援策を有している。
- (6) 全介護職員（無資格者含む）に「介護福祉士等の届出制度」への届出を勧奨していること。
- (7) 介護職員のチームリーダー（以下参照）を配置し、処遇評価を行っていること。

【介護職員のチームリーダーとは・・・】

介護職場で支援を行う各介護職チームにおいて、指導やサービスマネジメントなどの役割を果たす介護職員のことを指します。

※例えば・・・

- ・入所施設では、ユニットリーダーを束ねる職員であって、概ね利用者30人に1人配置される人
- ・訪問介護事業所では、「サービス提供責任者」として任命されている人

なお、各事業所で、チームリーダーと位置付けられた職員は、県が行う「介護職員チームリーダー養成研修」を受講し、自らのキャリアアップを図るとともに、他の職員のロールモデルとしての役割を担っていただきたいと考えています。